

公設民営・I R U方式によるブロードバンド整備に必要な 書類・書式の参考例

(第3章第1節2(4)関連)

1. ブロードバンド環境等に関する住民アンケートの例
2. ブロードバンド施設運営事業者選定委員会設置要綱の例
3. ブロードバンド施設運営事業者の募集公告の例
4. ブロードバンド施設運営事業者の募集・選定要綱の例
5. (補足資料)ブロードバンド施設整備事業概要の例
6. ブロードバンド施設賃貸借の基本契約書の例
7. ブロードバンドサービス提供事業運営協定書の例

本参考例は、住民の要望に基づき、市が加入者系光ファイバ網（F T T H）を整備し、I R U契約を結んで住民へのサービス提供を行う施設運営事業者を募集・選定する場合を想定して作成したものです。

実際のブロードバンド整備運営に当たっては、本例以外にも様々なパターンが想定されますので、本例を一つの参考として、適宜アレンジの上ご活用頂ければ幸いです。

市におけるブロードバンド通信に関するアンケート

アンケート記入日：平成 年 月 日

【アンケートの目的】

市では、ブロードバンド通信環境の未整備、地上波テレビジョン放送難視聴への対応といった放送・通信に関する課題を総合的に解決する方法として「ブロードバンド通信サービス（ケーブルテレビを含む）の導入」を検討しています。本アンケートにより住民の皆様方が日常どのような通信・放送サービスを利用しているのか、また、今後どのような通信・放送サービスを利用したいと考えているのかを把握した上で、ブロードバンド導入の可否、サービス内容のあり方等を検討していきたいと考えております。何卒御協力の程、よろしくお願い致します。

1. あなたの性別は何ですか。下記の選択肢よりひとつだけお選び下さい。
 - a) 男性 b) 女性

2. あなたの年齢はいくつですか。下記の選択肢よりひとつだけお選び下さい。
 - a) 20歳未満 b) 20歳代 c) 30歳代 d) 40歳代
 - e) 50歳代 f) 60歳代 g) 70歳代以上

3. あなたの職業は何ですか。下記の選択肢よりひとつだけお選び下さい。
 - a) 農業 b) 林業 c) 建設業 d) 製造業 e) 運輸・通信業
 - f) 卸小売業 g) サービス業 h) 会社員 i) その他 ()

4. あなたはどの地区にお住まいですか。下記の選択肢よりひとつだけお選び下さい。
 - a) 地区 b) 地区 c) x x 地区

5. あなたが情報入手の手段として利用しているものは何ですか。下記の選択肢より該当する項目全てをお選び下さい。
 - a) 新聞 b) 雑誌 c) テレビ d) ラジオ e) インターネット
 - f) 市の広報誌 g) その他 ()

6. ご家庭でインターネットの利用は行っていますか。下記の選択肢よりひとつだけお選び下さい。また、b)をお選びになった方は、その理由をお教え下さい。
 - a) 行っている
 - b) 行っていない (理由:)

7. ご家庭でインターネットを利用している場合(6.で a)をお選びになった方)、どのようなサービスをお使いですか。下記の選択肢より該当するものをすべてお選び下さい。
 - a) 光ファイバ (F T T H)
 - b) A D S L
 - c) ケーブルテレビのインターネット
 - d) 電話回線 (ダイアルアップ接続)
 - e) その他 ()

7 . ご家庭でインターネットを利用している場合(6 . で a)をお選びになった方) 今のサービスに満足していますか。満足していない場合、その理由についてもお選び下さい。

a)満足している

b)満足していない

〔理由〕1)速度が遅い

2)速度が安定しなかったり、混雑することがある

3)接続が面倒

4)利用したいサービスがあまりない

5)その他()

8 . ご家庭のテレビの受信方法は何ですか。下記の選択肢よりひとつだけお選び下さい。

a)自宅のアンテナ b)共同受信施設組合(共聴組合)のアンテナ

c)多チャンネルのケーブルテレビ

9 . 8 で b)または c)をお選びになった方にお尋ねします。現在共同受信施設組合(共聴組合)に対して、いくら維持管理費用または利用料金をお支払いになっていますか。

年額()円

〔 インターネット中心の整備向け 〕

【ブロードバンド通信について】

ブロードバンド通信とは、光ファイバやADSL、ケーブルテレビなどの通信網とPC（パソコン）を用いて、高速・大容量のインターネット通信を行うものです。ブロードバンド通信を利用すれば、電子メールやいろいろなホームページの閲覧が手早く簡単にできるほか、インターネット電話（IP電話）の利用や、音楽や画像、映像番組なども好きな時に短時間で入手すること（ダウンロード）などが可能になります。

また、テレビ放送についても、光ファイバ網やケーブルテレビを用いたブロードバンド通信に加入することで、アンテナなしで視聴することも可能です。ちなみに、現在アナログ波で送信されている地上波テレビジョン放送が、2011年7月24日にはデジタル波による放送に完全移行しますが、この視聴も可能になります。（共同受信施設改修等も不要となります。）

上記【ブロードバンド通信について】を踏まえ、以下の各問にお答え下さい。

10. 市でブロードバンド通信が導入された場合、月々いくらの利用料金なら加入したいと思いますか。下記選択肢よりひとつだけお選び下さい。なお、希望するブロードバンド通信の方法（例：光ファイバ）があれば、記入して下さい。

一般に、利用料金が高いほど高速の通信が可能になります。

（例：ADSL数Mbps～数十Mbps、光ファイバ数十Mbps～100Mbps）

- a) 2,000円～4,000円 b) 4,000円～5,000円
c) 5,000円～6,000円 d) 6,000円以上でも加入する
e) 2,000円以下でないと加入しない
・希望するブロードバンド通信の方法/種類（ ）

11. 10でe)をお選びになった方にお尋ねします。その理由は何ですか。下記選択肢より該当する項目全てをお選び下さい。

- a) 料金が低い
b) 利用したいサービスがない
c) パソコンがない
d) 利用のしかたがわからない
e) その他（ ）

12. ブロードバンド通信では、上記のとおり、インターネット通信以外にも、光ファイバ網やケーブルテレビを整備することでテレビ放送の視聴も可能になります。ブロードバンドでテレビ番組や映画などの映像の視聴を希望しますか。

- a) 希望する
b) 希望しない

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

市ブロードバンド施設運営（サービス提供）事業者選定委員会設置要項

（目的）

第 1 条 市が平成×年度に於いて実施するブロードバンド施設整備事業で整備を行うブロードバンド施設の運営（サービス提供）事業者について、公正かつ適正に選定するため、市ブロードバンド施設運営（サービス提供）事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （ 1 ） 市ブロードバンド施設の運営（サービス提供）事業者の選定に関する事。
- （ 2 ） 前号に掲げるもののほか、ブロードバンド施設整備事業に関し市長が必要と認める事項に関する事。

（組織）

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、この要項の施行の日から市ブロードバンド施設の運営（サービス提供）事業者の選定が終了する日までとする。

（委員長）

第 4 条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 第 2 項の規定に関わらず、委員会は委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときには全委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、所掌事務に関係のある事項について専門的な知識又は経験を有する職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は情報政策課において行う。

（雑則）

第 7 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成×年×月×日から施行する。

別 表

委 員	学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
	学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
	学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
	市の職員のうちから市長が指名する者
	市の職員のうちから市長が指名する者
	市の職員のうちから市長が指名する者
事務局	情報政策課

公告

市ブロードバンド施設整備事業で整備を行うブロードバンド施設の運営（サービス提供）事業者を次のとおり募集するので公告する。

平成 年 月 日

市長

1 整備事業の基本的な考え方

(1) 整備事業の概要

ブロードバンド通信の導入により情報格差を是正（超高速インターネット接続、難視聴地域での地上波デジタルテレビジョン放送視聴等）するため、本市 地域においてFTTH方式、公設民営方式によるブロードバンド施設の整備を行う。

(2) 公設民営方式

ブロードバンド施設の整備は行政が行い、整備後の施設をIRU契約によって民間企業に貸出し、民間企業が運営・経営を行う「公設民営方式」を採用する。

(3) 運営事業者の選定

放送・通信分野の施設は、運営方式によって施設の整備内容が大きく異なるため、当初より運営・経営を前提とした設計・構築をすべきであるとの考えから、まず、本募集に基づき運営事業者を選定し、運営を視野に入れた事業実施（設計・構築）を進める。

運営事業者の選定については、施設整備後のサービス内容も含め、市民及び市にとって最もメリットのある運営事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式〔一例であり、他の方法もあり。〕により行う。また、施設整備の調査・設計・施工監理業務及び完成後施設の保守管理については選定運営事業者に委託する。なお、施工業者は別途入札により選定する。

2 募集に関する事項

(1) 募集内容

市が平成×年度に 地域において実施するブロードバンド施設整備事業で整備を行うブロードバンド施設の運営（サービス提供）事業者

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格に関する事項

(1) 本提案への参加は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）によるものとする。

(2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

なお、コンソーシアムについては、ア及びイの要件は、その構成員のすべてが満たし、ウの要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

イ 提出場所

4の(1)に同じ。

ウ 提出方法

直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、平成×年×月×日()午後×時までには必着すること。

5 提案書の特定に関する事項

(1) 提案書の審査

提出された提案書について審査を実施し、最も適当と認められる者を1者特定する。特定者は整備完了後の施設に関する賃貸借契約であるIRU契約締結及び完成後施設の保守管理業務委託契約締結、サービス提供内容等に関する協定締結の優先交渉権を有する。

また、施設整備の調査・設計・施工監理業務の優先交渉権を有する。

(2) 審査結果に関する通知

提案書を提出した者には、文書により審査結果を通知する。

(3) 非特定通知を受けた者に対する理由説明

ア 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、書面により、説明を求めることができる。

イ アの書面は、4の(1)の担当部課に持参するものとし、郵送等によるものは、受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

6 その他留意事項

(1) 参加申込書類及び提案書に使用する言語は、日本語とする。

(2) 参加申込書類及び提案書に虚偽の記載をした場合には、無効とする。

(3) 提出された提案書は、返却しない。ただし、提案書は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

市(町・村)ブロードバンド施設運営(サービス提供)事業者選定プロポーザル実施要項

平成×年×月
市情報政策課

1 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

平成×年度 市 地域(詳細は別添地図〔略〕のとおり)において実施する 市ブロードバンド施設整備事業はF T T H方式・公設民営方式で行うこととし、整備完了後の施設運営(サービス提供)については「超高速インターネット接続」を基本に、「テレビ(地上デジタル放送を含む)・ラジオの再送信」など、将来のI C Tにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間事業者の創意工夫を生かしたサービスも選択可能としなければならないと考える。

したがって、民間事業者から創意工夫を生かした運営(サービス提供)に関する提案を受け、市民並びに市にとって最もメリットのある事業者を選定することとする。

2 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から 市ブロードバンド施設の運営(サービス提供)に関する提案を受け、 市ブロードバンド施設運営(サービス提供)事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を整備完了後の施設に関する賃貸借契約であるI R U契約締結及び施設の保守管理業務委託契約締結、サービス提供内容等に関する協定締結、施設整備の調査・設計・施工監理業務委託契約締結の優先交渉権者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、選定委員会においてこれを定める。

契約に際しては、提案の内容と本市の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。また、基本協定書、各契約書に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

3 提案参加資格

(1) 本提案への参加は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体(以下「コンソーシアム」という。)によるものとする。

なお、コンソーシアムの結成は自主結成とし、この場合はコンソーシアムに関する協定を結ぶこと。

(2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

なお、コンソーシアムについては、ア及びイの要件は、その構成員のすべてが満たし、ウの要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成×年×月×日現在において、本市での指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 平成×年×月×日現在において、インターネット接続サービスまたは有線テレビジョン放送のいずれかを提供している者であること。

4 提案参加に関する説明会の開催

(1) 開催日時及び場所

平成×年×月×日()午後×時から

市 番地
市役所 会議室

(2) その他

提案への参加を希望する者は必ず出席すること。
説明会の出席は1社2名以内とする。

5 提案への参加申込及び辞退

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

「提案参加申込書」(様式1 コンソーシアムにあっては様式1の2)

「事業経歴書」(様式任意。ただし、インターネット接続サービスまたは有線テレビジョン放送のいずれかを提供していることがわかるようにすること。コンソーシアムにあっては構成員毎に提出。)

「誓約書」様式2(コンソーシアムにあっては様式2の2及び3)

「委任状」様式3(代理人を定める場合。コンソーシアムにあっては様式3の2及び3)

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。

(1) 提案参加申込書の提出期間

平成×年×月×日()から平成×年×月×日()までの午前×時から午後×時までの間。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

市情報政策課

所在地 〒 - 市 番地

電話(代表) - - (内)

(直通) - -

担当

(3) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、平成×年×月×日()午後×時までには必着すること。

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、審査終了後に郵送により一斉通知する。

6 提案に関する質問

様式5「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

平成×年×月×日()から平成×年×月×日()までの午前×時から午後×時までの間。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

持参、郵送等の場合 5(2)に同じ。

FAXの場合 - - (市情報政策課)

電子メールの場合

なお、Fax、電子メールを利用する場合、件名は「市プロードバンド施設の運営に関する質問」とすること。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答をとりまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。
電話での質問は原則として受け付けない。

7 提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の ~ とする。なお、作成にあたっては「8 運営事業者選定のポイント」を考慮すること。

市ブロードバンド施設運営提案書

提案項目説明資料

事業収支計画書

市会計歳入歳出明細書

参考図面

施設整備事業費見積書

調査・設計・監理業務内容説明書

調査・設計・監理業務見積書

会社概要

決算書（直近3期分）

(提出書類の説明)

市ブロードバンド施設運営提案書（A4サイズ）

- ・提示した提案項目に従い、内容を具体的に記述すること。
- ・項目によっては、説明資料を別紙として作成することも可とする。
- ・提案項目を全て網羅したオリジナルの説明資料も可とする。

提案項目説明資料（A4またはA3サイズ）

- ・上記 で別紙として作成した説明資料のこと。

事業収支計画書（A4またはA3サイズ）

- ・10年間（平成 年～平成 年）の事業収支計画について、総額だけでなく、算出根拠がある程度わかる形で、年度別に作成すること。
- ・経常的な支出（人件費等）だけでなく、臨時的な支出（機器更新等）も盛り込んでおくこと。

市会計入出金額明細書（A4またはA3サイズ）

- ・上記 に関連し、10年間（平成 年～平成 年）の市会計に入金されるもの（運営事業者が市に納めるもの：IRU使用料等）と市会計から出金するもの（ブロードバンド施設運営の中で、市が直接支払う以外方法がないもの：共架料、保守料、保険料、電柱移設対応工事費等）の全ての項目について、総額だけでなく、算出根拠がわかる形で、年度別に作成すること。
- ・市において、臨時的な支出をしなければならない項目があれば、時期、内容、金額等も盛り込んでおくこと。

参考図面（A4またはA3サイズ）

- a) 全体システム構成図
- b) 幹線ルート図（必要な場合、受信点、センター、サブセンター等の位置もわかるもの）
- c) 光ファイバ系統図（心線数と距離がわかるもの）

d) (必要な場合) ヘッドエンド機器構成図

e) 引込工事・宅内工事の概要図

f) その他事業内容を説明するために必要と思われる図面(任意)

- ・なお、上記図面において、本事業で整備する施設・設備と、運営事業者が既に保有している施設・設備の区分が分かるように明示すること。
- ・ネットワーク構成(1芯1ユーザ or PON方式。PON方式の場合、分岐数。)も明示すること。

施設整備事業費見積書(A4サイズ)

- ・数量・単価・金額が把握できる見積書(消費税込み)であること。
- ・携帯電話用伝送路の整備工事費は今回の見積には含めないこと(整備エリア未定のため)。

調査・設計・監理業務内容説明書(A4サイズ)

- ・「調査」「設計」「監理」の各業務における作業項目ごとに、その作業内容やスケジュール等を具体的に記述した説明書であること。
- ・業者側の作業と連携して、行政側に行って欲しい作業があれば、タイミング、内容等を説明書に具体的に記述すること。
- ・担当技術者の業務履歴や保有資格がわかる書類を添付すること。

調査・設計・監理業務見積書(A4サイズ)

- ・上記の「調査」「設計」「監理」の各業務における作業項目ごとに、数量・単価・金額が把握できる見積書(消費税込み)であること。

(2) 提出書類の受付期間

平成×年×月×日()から平成×年×月×日()までの午前×時から午後×時までの間。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(3) 提出先

5(2)に同じ。

(4) 提出方法

5(3)に同じ。

なお、郵送等で提出する場合は、平成×年×月×日()午後×時までには必着すること。

(5) 提出部数

製本10部およびデジタルデータ

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

8 運営事業者選定のポイント

関係住民の最大の願いであるブロードバンド・サービスや、テレビ地上波(アナログ、デジタル)再送信サービス等を、いかに良質、低価格で提供できるか
年々財政運営が厳しくなる行政の総負担額(イニシャル+ランニング)を、いかに低く抑えられるか
安定した保守管理の体制・方法がとられているか
地元業者との連携や活用あるいは地元雇用について、いかに配慮がなされているか
将来のICTにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間の創意工夫を生かした魅力的な情報通信サービスの独自展開案や将来計画案が、いかに盛り込まれているか

9 プレゼンテーションの実施

提案については、上記7による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日時及び場所

平成×年×月×日()午後×時から

市 番地

市役所 会議室

(2) プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、選定委員に対して提案説明(30分)、選定委員から提案者への質疑と応答(30分程度)を参加者ごとに行う。

提案説明に必要な機材のうちスクリーン、プロジェクター、レーザーポインタは本市で用意できるが、その他の必要な機材に関しては事前に申し出を行い、許可された場合にのみ、会場に持ち込むことができる。

なお、会場準備の都合上、提案者側の出席者数を平成×月×日()午後×時までに連絡(FAXまたは電子メール)すること。

プレゼンテーションの順番については、後日通知する。

10 結果通知について

(1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。

(2) 失格

ア 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合

イ 3の提案参加資格を満たしていないと判断される場合

ウ プレゼンテーションを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合

(3) 非特定通知を受けた者に対する理由説明

ア 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、書面により、説明を求めることができる。

イ アの書面は、5(2)に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

11 その他

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 留意事項

本提案の審査は運営事業者内定(優先交渉権者決定)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い調整の後双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。

提 案 参 加 申 込 書

平成 年 月 日

市長 様

住所（所在地） 〒

（フリガナ）

商号又は名称

（フリガナ）

代表者職氏名

社印

実印

市ブロードバンド施設運営（サービス提供）事業者選定プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて提案参加資格の審査を申請します。

なお、参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事実はなく、本申込の提出時において、市の指名停止処分は受けておりません。

連絡担当者

担 当 部 署	
担 当 者 職 氏 名	
電 話 番 号 (内 線)	
F A X 番 号	
E - m a i l	

提案参加申込書（コンソーシアム）

平成 年 月 日

市長 様

コンソーシアムの名称

コンソーシアム 構 成 員	住所(所在地) 〒 (フリガナ) 商号又は名称 (フリガナ) 代表者職氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 30px;">社印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; border-radius: 50%; text-align: center; line-height: 30px;">実印</div>
コンソーシアム 構 成 員	住所(所在地) 〒 (フリガナ) 商号又は名称 (フリガナ) 代表者職氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 30px;">社印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; border-radius: 50%; text-align: center; line-height: 30px;">実印</div>
上 記 代 表 者	住所(所在地) 〒 (フリガナ) 商号又は名称 (フリガナ) 代表者職氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 30px;">社印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; border-radius: 50%; text-align: center; line-height: 30px;">実印</div>

市ブロードバンド施設運営（サービス提供）事業者選定プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて提案参加資格の審査を申請します。

なお、参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実はなく、本申込の提出時において、市の指名停止処分は受けておりません。

添付書類（該当欄に 印をつけること）

- 1．申請コンソーシアム構成員
- 2．コンソーシアム協定書

連絡担当者

コンソーシアム構成員	
担 当 部 署	
担 当 者 職 氏 名	
電話番号（内線）	
F A X 番 号	
E - m a i l	
コンソーシアム構成員	
担 当 部 署	
担 当 者 職 氏 名	
電話番号（内線）	
F A X 番 号	
E - m a i l	

誓 約 書

今般 市ブロードバンド施設運営（サービス提供）事業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加すべく申込書を提出しましたが、プロポーザルに参加することが決定した場合は、貴市における諸規定を厳守し、公正な提案をいたします。

もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物品の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、提案参加資格の取消しを受けましても何等異存有りません。以上誓約いたします。

年 月 日

市長 様

住所（所在地） 〒
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者職氏名

社印

実印

記

- 1 提案において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 2 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 3 故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- 4 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
- 5 雇用、物品の製造、修理、購入及び借入れに際し、市の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- 6 売買等の契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。
- 7 業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
- 8 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められたとき。
- 9 不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
- 10 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
- 11 天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
- 12 2号から6号までのいずれかに該当する事実があった時から2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

誓 約 書
(コンソーシアム代表者)

今般 市ブロードバンド施設運営(サービス提供)事業者選定プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加すべく申込書を提出しましたが、プロポーザルに参加することが決定しました場合は、貴市における諸規定を厳守し、公正な提案をいたします。

もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物品の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、提案参加資格の取消しを受けましても何等異存ありません。以上誓約いたします。

年 月 日

市長 様

住所(所在地) 〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

社印

実印

記

- 1 提案において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 2 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 3 故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- 4 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
- 5 雇用、物品の製造、修理、購入及び借入れに際し、市の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- 6 売買等の契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 7 業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
- 8 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 9 不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
- 11 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
- 11 天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
- 12 2号から6号までのいずれかに該当する事実があった時から2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

誓 約 書
(コンソーシアム構成員)

今般 市ブロードバンド施設運営(サービス提供)事業者選定プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加すべく申込書を提出しましたが、プロポーザルに参加することが決定しました場合は、貴市における諸規定を厳守し、公正な提案をいたします。

もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物品の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、提案参加資格の取消しを受けましても何等異存ありません。以上誓約いたします。

年 月 日

市長 様

住所(所在地) 〒
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者職氏名

社印

実印

記

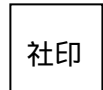
- 1 提案において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 2 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 3 故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- 4 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
- 5 雇用、物品の製造、修理、購入及び借入れに際し、市の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- 6 売買等の契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 7 業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
- 8 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 9 不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
- 12 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
- 11 天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
- 12 2号から6号までのいずれかに該当する事実があった時から2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

委 任 状

年 月 日

市長 様

住所（所在地） 〒
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者職氏名



私は 市との取引において、下記の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで
次の権限を委任します。

ただし、上記の期間内に契約を締結したものにかかる保証金及び代金の請求、受領については、期
間後もなお効力を有するものとする。

記

1 代理人

住所（所在地） 〒
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者職氏名



2 委任事項

- (1) 提案及び見積について
- (2) 契約の締結について
- (3) 物品等の納入及び引取りについて
- (4) 代金の請求及び受領について
- (5) 復代理人の選任について
- (6) その他契約に伴う一切の権限について

委 任 状
(コンソーシアム代表者)

平成 年 月 日

市長 様

住所(所在地)〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

社印

実印

私は 市との取引において、下記の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで
次の権限を委任します。

ただし、上記の期間内に契約を締結したものに係る保証金、代金の請求及び受領については、期間
後もなお効力を有するものとする。

記

1 代理人

住所(所在地)〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

社印

実印

2 委任事項

- (1) 提案及び見積について
- (2) 契約の締結について
- (3) 物品等の納入及び引取りについて
- (4) 代金の請求及び受領について
- (5) 復代理人の選任について
- (6) その他契約に伴う一切の権限について

委 任 状
(コンソーシアム構成員)

平成 年 月 日

市長 様

住所(所在地) 〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

社印

実印

私は 市との取引において、下記の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで
次の権限を委任します。

記

1 代理人

住所(所在地) 〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

社印

実印

2 委任事項

- (1) 提案及び見積について
- (2) 契約の締結について
- (3) 物品等の納入及び引取りについて
- (4) 代金の請求及び受領について
- (5) 復代理人の選任について
- (6) その他契約に伴う一切の権限について

辞 退 届

平成 年 月 日

市長 様

住所（所在地） 〒

（フリガナ）

商号又は名称

（フリガナ）

代表者職氏名

社印

実印

下記の理由により、市ブロードバンド施設運営（サービス提供）事業者選定プロポーザルへの参加を辞退します。

記

（理由）

質 問 書

平成 年 月 日

提案参加申込者 の商号又は名称		
質 問 者 (連絡先)	部署 氏名 E-mail:	TEL FAX

質問項目		
(内 容)		

注 質問内容は、項目ごとに別紙で作成すること。

【プロポーザル補足資料】

市ブロードバンド施設整備事業について

平成 年 月
市情報政策課

1. 事業目的

市内の情報通信格差是正（超高速インターネット接続、インターネット電話（IP電話）、難視聴地域での地上デジタル放送視聴等）のため

2. 関連計画の位置付け・目標

(1) 市町村建設計画(平成×年×月策定)

高速インターネット接続利用促進、テレビ難視聴対策等の 市内の情報通信格差是正のため、ブロードバンド等の高速情報通信基盤について、民間事業者の動向、国の政策動向、技術やサービスの動向、情報化サービスの需要、広域圏内の他町村の意向、市の財政負担等を十分踏まえつつ、その実現に努める。

(2) 市過疎地域自立促進計画(平成17～21年度) 過疎債ICT特別枠利用の場合

民間事業者の動向、国の政策動向、技術やサービスの動向、情報化サービスの需要、周辺自治体の意向、市の財政負担等を十分踏まえつつ、ブロードバンド未対応地域解消及びテレビ難視聴対策等、市内の情報通信格差の是正に努める。

(3) IT新改革戦略(IT戦略本部 平成18年1月)

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・デバイス（情報通信格差）のないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

- ・2010年度までに光ファイバー等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
- ・2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現する。

3. 事業推進の考え方

(1) 事業全体像

本事業については、市内の情報通信格差是正（超高速インターネット接続のほか、インターネット電話、難視聴地域での地上デジタル放送視聴等）というブロードバンドの主たる事業目的を基本としながらも、対象となる山村地域や行政が抱えている課題にも併せて対応することとする。

まず1点目は、放送の問題である。サービス対象地域には、テレビ放送（地上デジタル放送を含む）ラジオ放送（AM、FM）の難視聴地域が広い範囲で存在していることから、ブロードバンド施設においては、できればこれら放送の再送信についても行えることが望ましい。

2点目は、携帯電話不感の問題である。対象地域には、採算性等の問題から、携帯電話の不感地区が数多く存在している。光ファイバー敷設の際、携帯電話事業者への貸出し用の心線数を確保し、携帯電話事業者による携帯電話基地局の整備を誘導していく。

3点目は、公共施設のネットワークの問題である。現状の公共施設のネットワークは、通信事業者の回線を借り上げている状況にあるが、光ファイバー敷設の際、公共施設イントラネット用に必要な心線数についても確保し、ネットワークの増強と管理経費の低減を目指す。

(2) 整備事業に係る考え方

公設民営方式

ブロードバンド施設整備事業については、インターネット接続、インターネット電話、テレビ・ラジオ放送をはじめとする情報通信サービスを安定的かつ低コストで提供し続けることを基本にしながらも、その一方で、将来のICT（情報通信技術）における環境変化にも柔軟に対応していくことを考慮しておくべきである。

技術やサービスの変化が著しい放送・通信分野において、こうした変化に柔軟に対応していくことは、行政よりも民間の方が適していると考えられる。

しかしながら、整備対象地域は、民間事業者が自主進出するには条件が極めて厳しいことから、行政が施設を整備し、運営・経営は民間事業者が行う「公設民営方式」で整備事業を推進することとする。

運営(サービス提供)事業者選定

放送・通信分野の施設については、土木・建築工事と比べ、運営方式によって施設の整備内容が大きく異なるため、当初より運営・経営を前提とした設計・構築をすべきである。

そこで、本整備事業では、民間の経営能力や技術的能力を活用し、行政が従来手法で実施する場合と比較して、より効率的・効果的なサービスを提供する手法として導入が進められているPFIの手法を参考にして、まず、運営事業者を選定し、運営を視野に入れた事業実施（設計・構築）を進めることとする。

ブロードバンド施設の運営事業者の要件については、平成×年×月×日時点で、現に正規の手續に則りインターネット接続サービスまたは有線テレビジョン放送サービスを提供している事業者とする。また、これらのサービスを提供している事業者による共同企業体方式（コンソーシアム）も可とする。

運営事業者の選定については、上記の要件を満たす事業者の中から、施設整備後のサービス内容も含め、市民及び市にとって最もメリットのある運営事業者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用することとする。

調査・設計・監理及び工事

放送・通信事業者は、最適な運営をするために、一般的には、社内に技術（設計・監理）部門を抱え、その技術部門の設計に基づき整備した施設により放送・通信のサービスを行っている。

特に、本整備事業では、運営事業者が保有している施設や設備を利用して高速インターネット接続やケーブルテレビのサービスを提供することも有り得ることから、既保有施設・設備と本事業で整備する施設・設備との整合性を図りながら設計することは、選定運営事業者の技術部門以外では事実上不可能であると考えられる。このため、調査・設計業務については、選定運営事業者に委託することとする。

また、構築工事については、設計図書があれば、施工できる業者があることから（設計施工の一体入札を行う場合もあり得る）、民間のブロードバンド通信事業者においても、基本的に構築工事は専門業者に委託している。これを踏まえ、本事業の構築工事については、本市 課において、工事入札を行い、施工することとする。

なお、ブロードバンド施設の構築工事においては、施工中にルート等の設計変更が発生することが一般的となっている。本整備事業の整備エリアは広範囲にわたることから、施工中に設計変

更を余儀なくされる問題が発生する可能性は極めて高く、また、運営に支障をきたさないよう施工内容の監理・監督も必要となる。しかしながら、この判断は設計業者にしか出来ないことから、調査・設計業務に併せて施工監理の業務も選定運営事業者に委託することとする。

管理・運営

本整備事業については、公設民営方式で事業推進することとしているが、運営事業者の経営判断に基づいた迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、IRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）制度を活用し、選定運営事業者とIRU契約を締結し、市が運営事業者に有償で施設を貸し出すものとする。

IRU制度とは、電気通信事業者自らが、次の4つの要件を満たす賃貸借契約等によって、他者が所有する光ファイバー等を調達した場合、当該光ファイバー等を、当該事業者が長期安定的に支配・管理しているものとみなし、当該事業者が設置した設備として認める制度のことである。

（IRU契約要件）

事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。

使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がなされていること。

所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。

使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。

ア 使用契約期間が10年以上であること。

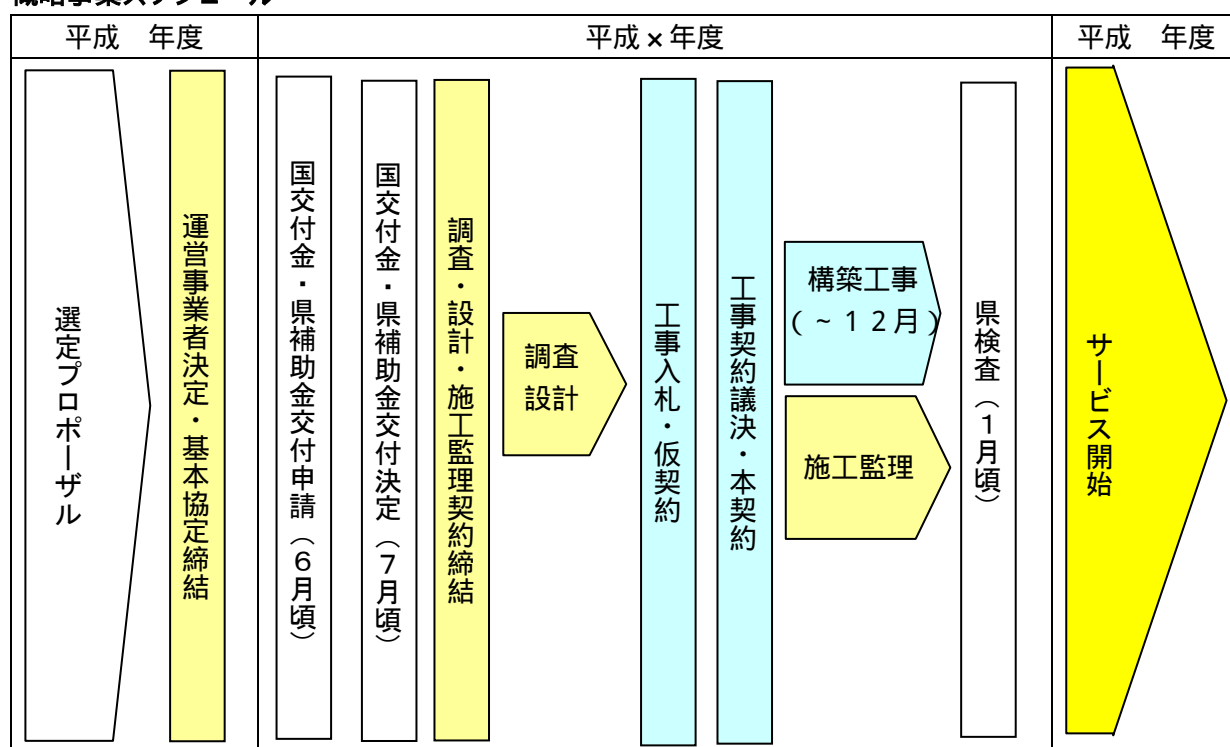
イ 使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書において、以下の点が確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。

A 契約の自動更新の定めがあること

B 事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと

ウ その他ア、イに類する特別の事情があると認められるものであること。

4. 概略事業スケジュール



5. 施設整備等の概要

(1) 施設概要 下記施設の整備

F T T H方式によるブロードバンド施設(超高速インターネット接続、テレビ・ラジオ再送信等用)の整備
携帯電話用伝送路の整備
公共施設イントラネットの整備

(2) 整備地域 市 地域(詳細は別添地図のとおり)

(3) 総事業費 最高 億円(調査・設計・施工監理含む、消費税込み)

(4) 導入事業 総務省所管地域情報通信基盤整備推進交付金、 県情報通信基盤整備事業

(5) 事業期間 平成×年度

(6) 管理者

ブロードバンド施設... I R U契約により貸し出しを受けた運営事業者
携帯電話用伝送路... I R U契約により貸し出しを受けた携帯電話事業者
公共施設イントラネット... の運営事業者へ委託

注)ブロードバンド施設は、公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定する。

6. 施設整備の考え方

(1) ブロードバンド施設整備の考え方

ブロードバンド施設については、以下の4項目のサービス提供を行う。

～ のサービスについては、運営事業者が提供する必須のサービスとし、 のサービスについては、運営事業者の自主事業とする。

なお、整備事業費は総事業費内とし、対象地域は、別添地図のとおりとする。

インターネット接続【必須】

テレビ地上波(アナログ7波、デジタル7波)の再送信【選択】

ラジオ地上波(FM1波、AM3波)の再送信【選択】

上記～以外のサービス【選択】

注1)インターネット接続については、国の次世代ブロードバンド環境(上り30Mbps級以上)の整備目標を満たす仕様となっていること。(上り30Mbps級未満のサービスがあっても可。)

注2)テレビ再送信を行う場合、対象となる放送局は、NHK総合(放送局)、NHK教育、 放送、 放送、 テレビ、テレビ とする。

注3)FM再送信を行う場合、対象となる放送局は、NHK・FM(放送局)、FM 。

注4)AM再送信を行う場合、対象となる放送局は、NHK第一、NHK第二、××放送とし、FM波に変換して再送信すること。

注5) のサービスについては、運営事業者がサービス充実による顧客獲得と経営安定等のために自主事業として提供するものであり、インターネット電話(IP電話)、多チャンネル、コミュニティチャンネル、PPV、VOD、サーバ型放送、IP映像配信サービス等を想定している。機器整備等イニシャルコストについては、

行政がイニシャルコストを負担するものと、運営事業者がイニシャルコストを負担するものに分かれ、行政と運営事業者の協議により、負担区分を決定するものとする。

(2) 携帯電話用伝送路整備の考え方

光ファイバー敷設の際、携帯電話事業者への貸出用の心線数を確保する。

本事業の整備エリア内のどこに携帯電話用伝送路を敷設するかについては、設計段階において、携帯電話事業者を交えて決定することとする。

なお、整備事業費は総事業費内とする。

(3) 公共施設イントラネット整備の考え方

光ファイバー敷設の際、公共施設イントラネット用の心線数を確保する。

行政局 市役所本庁舎及び市民総合センターとの間は、最大1 Gbps、その他の施設との間は、最大100 Mbps とする。但し、詳細な仕様については、設計段階で、本市情報政策課と協議して決定することとする。

なお、整備事業費は総事業費内とし、整備対象施設は、以下の表のとおりとする。

整備対象施設
・ 市役所本庁舎
・ 行政局
・ 行政局
・ ×行政局
・ 市民総合センター
・ 市民センター
・ 市民センター
・ 消防署
・ 保健センター
・ 美術館
・ 保育園
・ 保育園
・ ×保育園
・ 小学校
・ ×小学校
・ 中学校

7. 役割分担

ブロードバンド施設整備事業推進に当たり、市は以下の業務を担当することとし、それ以外の業務は運営事業者が担任することとする。

なお、市の担当職員は、情報政策課長・A（兼務）、情報政策課係長・B（兼務）とする。

国交付金、県補助金に係る事務処理（参考資料作成は運営事業者で担任）

市が手続きをしなければならない許認可に係る事務処理（事前協議・交渉、提出資料作成は運営事業者で担任）

地元説明会等の日程等の設定（加入手続き等の説明は運営事業者で担任）

工事契約に係る事務処理

8. 留意事項

光ファイバ網関連設備の設置等に庁舎等市有財産を使用することも可とする。但し、条件によっては使用できない場合もある。また、庁舎等に設置した機器等の使用により必要となる電気料金等は応分の負担を求めるものとする。

光ケーブルテレビ方式によるブロードバンド施設運営を行う場合、ヘッドエンド設備等について、既存（市外でも可）の設備と共用することも可とする。

光加入者終端装置（ONU（必要な場合はSTBも））は、原則運営事業者で準備するものとする。

宅内工事（公共施設を除く）については、市の工事費には含まず、加入者負担とする。なお、市有公共施設の宅内工事は、市の工事費に含み整備するものとする。

光ケーブルテレビ方式によるブロードバンド施設運営を行う場合であって現共聴施設の撤去を行う場合、当該撤去費用は所有者（テレビ組合等）負担とする。

公設民営方式で事業を推進していくことに鑑み、運営事業者決定後に、行政と運営事業者の間で締結する基本協定に「運営事業者と行政は、原則として年1回以上、サービス内容等に関する協議の場を設ける」という趣旨の条項を盛り込む。

市ブロードバンド施設の賃貸借に関する契約書

市（以下「甲」という。）と株式会社A社（以下「乙」という。）とは、平成×年×月×日に締結した 市ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定書（以下「協定」という。）に基づき、甲が所有するブロードバンド施設の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の対象）

第1条 本契約は、甲が所有するブロードバンド施設（以下「本物件」という。）を対象とする。

2 本物件の位置、技術仕様および概要は別添資料〔略〕のとおりとする。

（使用の原則）

第2条 乙による本物件の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、甲は、第4条に定める期間中、乙の電気通信事業用（及び有線テレビジョン放送事業用）として長期安定的に使用させるものとする。

2 乙が、IRU契約により本物件を第三者に賃貸する場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

（乙の設備との接続等）

第3条 乙は、本物件を使用するに当たり、必要な施設・設備を自らの費用により設置し、維持管理を行うものとする。

（使用期間）

第4条 乙による本物件の使用期間は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の事業の登録日（または有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第104条）第6条第3項の施設設置届出日）から平成×年×月×日までとする。

2 甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。

（貸付料）

第5条 本物件の貸付料は、保守管理費、電柱共架・添架料、道路・河川占用料、施設移転工事費、保険料等の経費を基礎に算定し、年額 円とする。

2 使用期間の初日が属する年度及び使用期間の満了する日が属する年度の貸付料は、当該初日が4月1日である場合又は当該満了する日が3月31日である場合を除き、前項の貸付料を365で除して得た値に当該年度の使用日数を乗じた額とする。

3 貸付料の支払いについては、甲の請求に基づき1年分を前払いするものとする。

4 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（遅延損害金）

第6条 乙は、乙の責により甲が定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率3.4%の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

(施設の工事)

第7条 甲は、本物件について工事を施工する必要が生じた場合、速やかに書面により乙に通知を行い、工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

(保守管理等)

第8条 甲は、本物件が技術仕様を満たすように保守管理に努めるものとする。

2 甲は、本物件の保守又は工事上やむを得ない場合、本物件の使用を一時的に中断させることができる。

3 甲は、前項の規定に基づき本物件の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

4 前3項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(損害賠償等)

第9条 乙は、故意または過失により本物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認められたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(権利義務の承継)

第10条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、協定が解除となった場合、催告をなせずに本契約を解除することができる。

(契約の変更)

第12条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

(協議事項)

第13条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本契約に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 市長

乙

市ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定書

市（以下「甲」という。）と株式会社A社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、市ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業（以下「本事業」という。）の運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本事業を適正かつ円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲と乙は、第1項の目的を達成するために、IRU契約、保守委託契約等関連する契約（以下「関連契約」という。）を別途締結するものとする。

（事業概要）

第2条 本事業は、甲が所有するブロードバンド施設をIRU契約により乙に貸し出し、乙は当該施設を利用し、別紙に定める電気通信サービス（及び有線テレビジョン放送サービス）（以下「ブロードバンド・サービス」という。）を住民に提供する公設民営方式で運営するものとする。

（公設民営方式の意義）

第3条 甲及び乙は、本事業を公設民営方式で運営することの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するブロードバンド・サービスを効果的に提供し、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第4条 乙は、ブロードバンド・サービスの実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、ブロードバンド・サービスが利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定成立の日から平成×年×月×日までとする。

2 甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。

第2章 ブロードバンド・サービスの実施

（ブロードバンド・サービスの実施）

第6条 乙は、本協定、関連契約、関係法令等に従い、ブロードバンド・サービスを実施するものとする。

（利用料金）

第7条 乙は、ブロードバンド・サービスに係る利用料金を、乙の収入として収受するこ

とができる。

- 2 乙は、利用料金を決定または改定する場合は、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。

(開業準備)

第8条 乙は、ブロードバンド・サービスの開始に先立ち、実施に必要な許認可等の手続きを完了しておくとともに、資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(本業務の範囲外の業務)

第9条 乙は、本事業の目的に合致し、かつブロードバンド・サービスの実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、甲が所有するブロードバンド施設を利用してブロードバンド・サービスに規定されていないサービス等(以下「自主事業」という。)を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、ブロードバンド・サービスの一部を第三者に委託し、またはIRU契約を締結した第三者に実施させる場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、ブロードバンド・サービスに関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第11条 ブロードバンド・サービスの実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙またはブロードバンド・サービスの全部または一部に従事する者は、ブロードバンド・サービスの実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。協定期間が満了し、若しくは協定を解除した後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び 市個人情報条例(平成×年条例第×号)の規定に準拠し、ブロードバンド・サービスの実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な運営のために必要な措置を講じなければならない。

第3章 ブロードバンド・サービス実施に係る確認事項

(業務計画書)

- 第13条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

- 第14条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。
- (1) 利用状況に関する事項
- (2) 料金収入の実績及び運営経費等の収支状況等
- (3) その他甲が指示する事項
- 2 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第15条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の運営状況の確認を行うものとする。
- 2 前項による確認の結果、本協定及び関連する契約等の条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 3 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(運営協議会の設置)

- 第16条 甲と乙は、ケーブルテレビサービスの実施状況を踏まえ、ブロードバンド・サービスの適正かつ円滑な運営を推し進めるため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置する。

第4章 賠償及び不可抗力

(第三者への賠償)

- 第17条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

- 第18条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。
- (1) 全国市有物件災害共済会建物総合損害共済
- 2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。
- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第 19 条 天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等) 人災(戦争、テロ、暴動等) 法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由による不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 20 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。なお、甲乙それぞれが付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲乙双方の費用負担に含まないものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 21 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

第 5 章 協定の解除

(甲による協定の解除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本協定を解除し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 電気通信事業法第 18 条の規定に基づき、乙が本協定に係る電気通信事業の休止若しくは廃止したとき
- (2) 電気通信事業法第 14 条の規定に基づき、乙の事業の登録が取り消されたとき
- (3) 有線テレビジョン放送サービスを提供している場合、有線テレビジョン放送法第 18 条の規定に基づき、乙が本協定に係る有線テレビジョン放送の業務を廃止したとき
- (4) 乙が破産手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき
- (5) 業務に際し不正行為があったとき
- (6) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (7) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (8) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて協定の解除を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、必要に応じ次の事項について乙と協議を行うものとする。

- (1) 協定解除の理由
- (2) 協定解除の要否
- (3) 乙による改善策の提示と協定解除までの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第 1 項の規定により協定を解除し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による協定の解除の申出)

第23条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して協定の解除を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
- (3) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による協定の解除)

第24条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して協定解除の協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は協定の解除を行うものとする。

3 前項における解除によって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

第6章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第25条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(協定の変更)

第26条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第27条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本協定に関する紛争は、地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 市長

乙